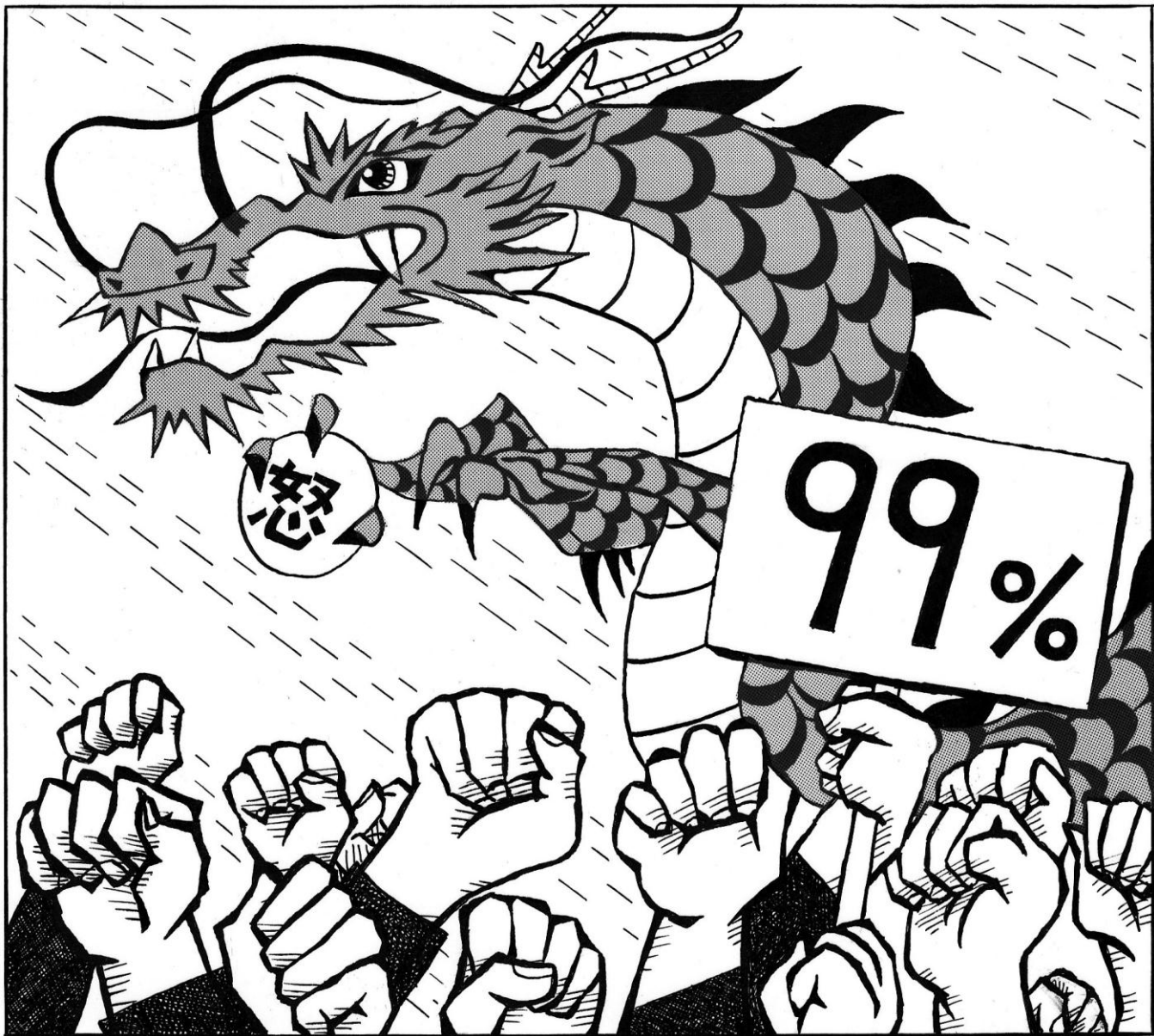


# 羅針盤

第6号



目次

27	22	20	18	15	12	10	8	7	3
非民主的な組合運営に警鐘	海風気風 語り継ぐ海上労働運動史5	船員の労災補償ノート(6)安全闘争宣言とぼりばあ丸遺族の闘い	「何でも屋」	外航船員ゼロへの軌跡(連載・第六回)	組合の活力を取り戻すために(裁判の経過と組合員の思い4)	絆こそ労働組合の命	異常な議事運営	三度目の全国大会	組合民主主義は何処に
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
山村 健介	高橋 潤次	大野 一夫	里山 望	伊藤 敏	竹中 正陽	海組 憂人	藤田 政男	馬渕 勇輔	竹中 正陽

## 組合民主主義は何処に

全国委員

竹中

正陽 まさはる

大会を傍聴・出席して40年になるが、今大会は議事運営の強引き、本部答弁の中身の薄さが際立っていた。現場代議員もおとなしかった。私も数多く発言した割には、現執行部も同じ海の仲間という気持ちで心底にあつてか、追及の甘さを反省している。

## 組合民主主義は何処に

本部答弁は単に勉強不足という問題を超えて、質問に対し正面から答えようとせず、その場しのぎの役人式答弁で逃れようとする気がありありと見えた。

それに輪を掛けるように、議長は代議員の発言を無視する場面が目立った。黙んまりを決め込む本部、対する議場の追及もない。もはや組合民主主義は風前の灯と感じた。幹部リコール運動の頃はどうだったのかOBに聞いたところ、当時の幹部は言葉使いや態度は横

柄だったが、打てば答えるまともなやりとりがあつたという。

本組合は役員選挙のある本大会に4日間、中間大会に3日間、夜遅くまでガチンコ討論が行われてきた。洋上にいて顔を合わせる事ができない組合員同士、組合員と執行部が合い交える唯一の機会だからだ。「大会を凌ぎさえすれば、あとは執行権限で何でもやれる」という考えがあるとなれば、船員の組合は確実に形骸化に向かう。

以下は大会の感想というより、大会に出席できない組合員への報告である。従来「海員」1月号は大会の状況を知らせるリアルな議事録の役目を果たしてきた。

しかし昨年から代議員の名前は伏せられ▽印となり、発言内容も簡略化された上に、本部に都合が悪い発言はそっくり削除され発言自体無かつたようにされている。そのため質問と答弁の関係、他の

発言との関連が分からなくなってしまう。議長団や来賓挨拶などを全文掲載し、活動報告に10頁を割く一方で、倍以上の時間を要した活動報告審議はわずか5頁余。代議員の発言がいかにカット・簡略化されているか分かる。

歴代教宣部が「組合民主主義の保障」として守ってきた海員誌の伝統が失われるのは残念だ。

## 出席できない執行部員

大会に出られない、出させてもらえない執行部員が年々多くなっている。元大阪支部長で根室事務所に移された渡邊執行部員に関して、「大会に出るなと業務指示されているので、行きたくても行けない。各部委員会や北海道の執行部会議にも出させてもらえず、訪船活動も制限されているという。誰がどういう指示を出したのか？その理由は？」と質問した。

なんと、「業務執行規則に基づき所属の長が判断する。組合長が全権限を持ち組織運営しているわけではない。自分の意に沿わないからといって、そういう質問をしても答えようがないことをお答えします」という答弁が返ってきた。

出向・派遣中の執行部員については、「総務部が派遣先と話をしてお欠を決めている」とのこと。本人の意向は何処に行つたのか。

理由を聞いているのに答えず、業務指示を出したと思われる北海道支部長が大きな声で手を上げて発言しようとしても議長は発言を認めない。簡潔に答えれば済むのにこのやりとりで3度も発言しなければならなかった。

渡邊君は単に執行部員でなく、地方区の全国委員でもある。組合員が選挙で選んだ全国委員が大会や各部委員会に出席できないのは、組合民主主義は無くなってしまう。本部に批判的な執行部員、気に食わない執行部員は大会出席すら叶わないのか。この経過も海員誌では全てカットされている。

## 会計報告審議

晴海の研修福祉会館マリコットは今年度利益1600万円に対して、組合からの補助金が7千万円。差引5400万円赤字のはずだが、「一般の方が泊まればその分収入になるので赤字とはいえない」という本部答弁。「私どもはオーナーとして、さらなる経営改善、営業努力を厳しく求める」という説明と矛盾する。

補助金なしでは存続できない赤字体質ゆえに「経営改善」が必要なはずだ。組合が補填を続ける根本質こそ改めなければならぬ。組合費収入の60%を占めるに至った非居住特別組合員に対して会計報告すべきでは、という質問には「検討していない」のただ一言。また、裁判関係の支出額に関する質疑があったが、これも海員誌には掲載されていない。

## —ITF東京事務所

同和ラインの本社前抗議集会で、飯島ITF東京事務所長が行った発言に関して組合は、「本組合を批判しITFポリシーを否定するもの」として運動から除外することをITF関係部署に通告した。

飯島氏は本組合の元国際部長でロンドン駐在も長く、ILOなど国際会議にも出ているITF運動のプロ。それを除外してFOCキャンペーンをやることはありえない。私は「飯島氏を訪ね録音テープも聞いたが、FOCキャンペーン反対どころか、どんどん進めようと言っている。除外するようなことはせず、話し合い連携してやって欲しい」と要望した。

本部答弁は「誤解を招くような言動・発言は看過できない。状況認識の異なる発言があったのでその様な状況にある」というもので、要望への回答や飯島氏の発言内容に関する説明はなかった。

FOCキャンペーンや同和ラインの行動は、ITF方針の下、港湾労組と共同で築いてきたもので、それを飛び越えていきなりロンドンに通告するのは尋常ではない。

## 全内航新賃金制度

全内航の新賃金制度案が労使の検討委員会でも合意し、船員しんぶん号外により8月から10月末まで大衆討議に付された。本大会で承認を得ることになっていたが、

9月末に中央執行委員会は、制度全般の欠陥が浮き彫りになったとして、「次年度労働協約改定交渉において船団申し入れがあった場合は交渉する」と発表。今大会では決定しないことにしたという。

一旦、船主側と合意したものをナシにしたばかりか、中執決定で大衆討議に付しておきながら、途中で元に戻ってしまったことになった。合点がいかないので質問したところ、「大衆討議は、現場に船主案として付した」賃金制度は協約改定事項なので協約改定交渉で整理する」と珍妙な答えだった。

船主案を船員しんぶんに掲載するのは「広報」の類で、大衆討議とは呼ばない。労使で合意したからこそ大衆討議で現場の判断を仰ぐことにしたはずだ。大衆討議の結果、反対意見が多いため中止するならば別だが、討議期間中に中執決定で元に戻すようなことは聞いたことがない。これでは「大衆討議」の意味がなくなってしまう。中執委全体の責任問題である。現場の反対意見が多いため突如引つ込めてしまったのか、真相は不明である。

## TALKING

野田首相になり、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加が急ピッチで進められている。

既に対外的に参加表明を行い、ベトナムなど数力国の了承を取り付け、アメリカの承認次第という状況にある。TPPはコメだけでなく全ての物品の関税ゼロ、将来の人・物・金の国境を越えた移動の自由を理念としている。

船員にとっては水産物の輸入自由化、労働力の国境移動の自由化、という点で計り知れない影響があることは明らかだ。食料自給率の確保目標を御破算にし、農林水産業で育まれて来た国のありようを変えてしまう恐れもある。

組合の考えを質したところ、「今TPPに賛成反対と言うつもりは全くない。我々にどういう影響を及ぼすのかが何も見えない、分からない」どの様な形で参画していくか、正確な情報を分析しないと判断できない」との答弁だった。TPPは既に走り出しており、各界が賛成・反対を明確にしている。自動車業界・電機業界を抱え

る経団連が賛成の旗を振る一方、農協・医師会はもちろん、漁業者団体も「輸入水産物のさらなる増大を招き、わが国の漁業、関連産業に大きな打撃を与え、漁業・漁村を崩壊に導く（JF全漁連）」と態度を明確にしている。

政府の方針が出された今、「どう参画していくか」と悠長に構えている時ではない。

## 統制処分の虚構

緊急雇用対策の時、東京支部で私の会社を担当する郵船班は北山班長と山下昭治・石森光男氏だった。以来北山氏とは水と油で、意見が全く合わなかった。逆に、私が解雇された時、班長として会社と正面から渡り合い解雇撤回の交渉をしたのが藤澤現組合長で、以来私は藤澤氏を信頼してきた。

しかし近年統出する異常な人事、とりわけ北山氏に対する統制処分は、内容においても、手続きにおいても無効と判断せざるをえない。手続き上無効と言う理由は、第1に「査問報告書」を本人に見せないまま全国評議会で弁明させたこと。第2に、大会でも代議員に

配布しなかったこと。第3に、大会で「白票」を有効投票数に加えずに議長が報告し、議場の承認を得たことである。いずれも組合規約に反しており、統制処分自体が無効である。票数に関して、規約違反の報告を前提に議場が承認した以上、承認自体が前提を欠くことになるからである。

査問報告書は処分理由が記された根幹資料である。本人に見せずに全評で弁明させたのは弁明権（組合員の権利）の侵害であり、大会代議員に配布しないのは判断材料無提供で、大会が最高決定機関であることを冒すするものだ。「従来配布された査問報告書が配布されないのはおかしい。処分が正しいか判断のしようがない。配布しないとすれば理由は何か」と大会冒頭で何度も代議員が質したが、「先ほど報告した通り」「査問報告書は議事と関係ない」と的外れな答えて、議長は「代議員の皆様異議ございませんか」と議場に振り、「異議なし」の拍手で、次の議題に移るやり方をした。

ところが統制委員長（松浦中執）の報告が始まるや、すぐほころび

が出た。全評の発言原稿をそのまま利用したのか、統制違反を裏付ける証拠は「添付資料4のとおり」と議場に配布してない資料番号を読んでしまった。添付資料は何も配布されていないので、我々代議員は何のことも全く分からない。

「人の一生がかかる問題を、何も分からない私たちに審議しろと言つても無理。30分に制限せず、もっと時間をかけて3日目にやって欲しい。もう少し資料を見させて下さい」という代議員の素朴な声も本部は無視してしまった。

白票は無効でなく「判定できない」という意思表示なので、白票を有効投票に入れない計算は規約違反であると、私は大会3日目冒頭（初日深夜に無記名投票結果を議長が承認した直後に当る）に規約を読み上げて指摘し、訂正報告を求めた。しかし議長も本部も無視して次の議題に移ってしまった。午後も他の代議員が同じ指摘をしたが、同様に完全無視された。

規約110条（統制違反処分決定の手続）は「無記名投票を行い、有効投票数の3分の2以上の賛成があれば決定する」とある。無効

票以外は全部有効票として計算しなければならず、過去そのように運営してきたし、全評でも白票は有効票に入れたという。

ところが議長は、処分賛成243、反対82、白票37、無効票1、従って有効投票数325の3分の2は217と報告した。この報告自体が間違っており、有効投票数は白票をいれた362で、その3分の2以上は242票である。

わずかに1票差ではみつともないと思ったのか？いずれにしろ代議員の指摘を無視したのは何か意図があつてのことだろう。

このような事態を「組合民主主義の危機」と言わず何と言えばよいのだろうか。

## 未組織の組織化

私は外航を定年退職した後、組合に登録し個人加盟の組合員として乗船を続けている。理由は年金だけでは生活できないこと、一生の仕事として選んだ以上体力の続く限り船に乗りたいたいからである。

しかし組合船を紹介してもらえず今は未組織船に乗船しているが、未組織の現場から見ると組合の欠

陥が色々見えてくる。「未組織の組織化」という内面にひそむ思い上がり、未組織船員の要求をくめるはずがないと思われる組合の体質。

組合方針では、重点戦略を立てて未組織の組織化を進めることになってきている。どの様な重点戦略を立てて訪船しているのか、関東地区大会で執行部は誰も答えられなかった。大会でも例を上げて提案したが、本部は未組織の実態を知らないのか、知っていて無関心なのか、要領を得ない回答だった。

日本人組合員が減少の一途を辿る中、「未組織の組織化」は最大の課題だったはずだが、非居住組合員の増加で組合財政が相対的に好転している現在、問題意識そのものが薄れているように見える。

他の代議員が船内委員会の設立状況を尋ねても、「船内委員会は、支部対応なので実態的な数値は本部では分からない」という驚くべき答弁だった。船内役員は支部の報告を受け本部が資格を認定することになってきているが、全く関心がないようだ。未組織の組織化以前に、組合員の組織化すらできておらず形骸化は深刻だと感じた。

## 私の苦情申立

私は、「定年年齢を理由に船内委員長就任を認めず、継続雇用の邪魔をした高松支部長の行為」に対し大会に苦情申立を行ったが、確に審議もせず却下された。

外航を定年退職後、組合本部のあつせんで全内航所属の大阪の会社に3ヶ月の約束（更新ありの契約）で乗船した。定員10名で私より高齢が3名、派遣会社から未組織船員2名が乗船していた。当社は若手船員を積極的に採用していたが、慢性的な船員不足から何年も前からこの状態が続いていた。

親会社のNマリン（船主団体は内労協。担当は関東支部）が新規採用を行っていないため、自社船員をNマリンの船に常時派遣していることが背景にあった。

船内委員長はおらず、数年来組合の訪船もなく、全国委員選挙の投票用紙すら配られていなかった。乗組員の了解を得て私は船内委員長に就任し、組合高松支部に届け出たところ却下された。

翌日会社から電話があり、「配乗の都合」で下船を指示された。次

の乗船を提案された矢先だったが、部長は「申し訳ない」と口を濁すばかり。下船の真の理由が気になった私が高松支部に電話したところ、「船内委員長申請を受け、会社に竹中さんの身分を確認した。定年退職者・臨時雇用は協約上問題なので若手船員を採用しよう申し入れた」とのこと。嘱託制度の協定を結んでない以上、定年退職者の存在自体が協約違反という。

寝耳に水とはこのことを言うのだろう。私が同社の乗船を頼んだのではなく、組合があつせんだのに、今になって協定がないとは。

苦情却下の理由は、「定年年齢を超えた者の乗船は協約違反」というもので、大会では、協約の履行を監視する船内委員長の責務に「そぐわない」、「60歳以上は協約の範疇外」という言い方だった。

組合規約17条「組合員は、人種、信条、年齢、性別、組合内外の地位や身分などに関係なく、すべて規約のもとに平等」完全資格組合員は、乗り組み船舶の船内役員に立候補する権利をもつ」との整合性、本部が乗船させたことに対する説明は一切なかった。

そもそも、船内委員長不在の場合支部機関には選出させる規約上の義務がある。長期間訪船せず、定年退職者どころか派遣会社を通じた未組織船員の乗船も支部は放置してきた。こうした状況下、組合にとって船内委員長がいよいよ、いた方が良いに決まっている。ましてや定年を過ぎた者も、定年条項を除く労働協約は全て適用される以上なおさらである。

私は今も未組織船に乗船中だが、60歳未満の組合員が組合の紹介で多数乗船している。他方、未組織船員が派遣会社を通じて組織船に乗船している例は数多くあると聞く。こうした問題もすべて数の力で押し切られてしまった。

理由説明と審議を合わせて30分に制限された上、矢継早やに本部が発言した後、私を含め沢山の挙手が上がっているにも拘らず、例のように議長が「審議を打ち切ります。異議ございませんか」「異議なし」で打ち切られた。

時間はまだ11時半で昼休みにもならない。こうして3日目の全審議は午後2時前には終了した。（9頁下段につづく）

# 三度目の全国大会

全国委員

まぶち ゆうすけ  
馬淵 勇輔

社会に出て六年、職場委員の任に就いてから約三年。弱冠二十六歳で、社会の【し】の字も知らない私ですが、未熟ながらも人並みの社会正義ぐらいは、持ち合わせているつもりです。

その私が、組合の全国大会に出席して三度目で強く感じたことがあります。

## 国会答弁と全国大会

私は、親の影響で良くも悪しくも政治に早くから興味を持ち、テレビの国会中継をよく見ています。

国会答弁や各種委員会の多くがそうであるように、苦しいときに具体的な発言を差し控える議員に対して、歯がゆい思いを何度もしてきました。

その代表例が「遺憾である」という常套句です。この政治用語が、最近あらゆる場所で見受けられることが自分の中では一番気になっ

ていることです。

本来、「遺憾」とは、謝罪を意味する言葉ではなく、「残念である」という日本政治の特殊性からくる慣用語として用いられてきました。

私は、奥ゆかしさが美德という日本人の民族的なアイデンティティを否定するものでは毛頭ありません。しかし国会議員が公人（公僕）としての立場である以上、しっかりとした答えを求めるのが自然の考えです。

今回の、全国大会での本部側答弁では、前者のような【奥ゆかしさ】では無く、【後ろめたさ】が十分に感じ取れました。

執行部員（かつ全国委員）でありながら全国大会に出席できなかった根室の渡邊執行部員に関する質問になると、私の認識不足なのか分かりませんが、しっかりと答弁が返ってこないことから、異常な事態になっていることに改め

て気づきました。まさに、国会答弁を生々の現場で見ているような錯覚に陥ってしまいました。

今回は、組合を知ってもらおう為に、現場組合員にも出席してもらったが、当人の感想は一言、「別の世界に感じた」というものでした。【別の世界に感じた】という感性は、まさに的を射ている。

組合とは、現場と組合がお互いに理解しあい、共に闘っていく仲間であるとは、思っています。お互いにお互いが必要としているにも関わらず、【別の世界に感じた】という印象を、現場に持たれてしまうことが一番の問題点であると思う次第です。

## 北山氏統制処分

大会初日、夜11時まで行われた北山氏統制処分についての審議の際に、松浦中央執行委員は、私たちの手元には配布されなかった資

料の添付番号を読みながら説明しました。

そのとき感じたことですが、自分も含め、事実関係をほとんど知らない現場の人に興味を失わせ、自己に有利な方向に持っていこうとする、一種の情報操作的な事が行われているように思えました。

以下、一般的によく使われるだろうと自分が主観的に思っている手法を列記していきたい。

### 【感情共鳴】

集会等で群集を扇動する際、理性ではなく感情で反応させる手法。例えば深夜遅くまで行うことで人を感情的にさせる。

### 【プレゼンス効果】

事件現場から発信させる情報を用いて、人々に対して現実のものと思わせる。例えば特定の会合を目撃したとされる人の具体名を出す。

### 【仲介者の利用】

集団に対して情報操作を行うために、その集団のリーダー格に狙いを定め、リーダー格の特定の動作・発言を引き出し、利用する。心当たりのある人がいると思う。

【フィードバック】

予め特定の結論が得られるような質問を作成しておき、一般回答を受けて、その場全体の意見の様な雰囲気にする。これに関してしても、心当たりがある人はいらと思う。

【反復】

同じフレーズを利用することで人々の記憶に留めさせる。

【アクセントの転移】

事実を改変するのではなく、強調点を転移させて、事実の意味合いを変えてしまう。

【連想の創出】

隠喩、比喩を駆使して敵対者に否定的な印象を与える。松山大会の大内副組合長の「腐ったリソゴ発言」がこれにあたる。

これらの手法はマスメディアがよく使うものですが、古くはナチスドイツが使用し、旧ソ連共産党や中国共産党にも受け継がれています。

これらのことを組合が意図的に行っていると言いたいですが、人々を思考停止状態に追い込み、自己に有利な方向へ導く進め方だ

と私は感じました。

まゆみ

今回の大会に参加し、私を感じたことを列記してきましたが、これらは私が個人的に考え感じたことです。

大会に参加された方が、それぞれ感じた印象や感想を毛頭否定するわけではありませぬし、私にそのようなことを言う資格や必要性も無いことを今一度ここに記しておきます。

全体的な統一意思というのが組合活動にとって重要な事だということは私も十分に認識しています。しかしながら、間違っていることは、間違っているということをいえる体質も重要だと私は、思っています。

労働組合活動には、全体に統一された断固たる意思が必要ですが、各々の組合員が、自分の意思を持って、言うべきことが自由に言える労働組合になって欲しいです。

(1月10日)

## 組合大会の感想

# 異状な議事運営

清水ポートサービス・船長 藤田 政男

## 座席指定

近年、大会の座席が前日に各支部に場所取りされているので、今回は大会前日に会場前を通ったついでに、席を取りに中に入った。ところが案の定、各自勝手に席は取れない」と言われ追い出された。見れば座席の背もたれに既に張り紙が貼られ、各地方支部単位で席が決められている。

何か席を決めておきたい事情でもあるのか。腑に落ちない。

役員選挙の投票時に本部で票の動きが分かるようにするためとの噂を聞いたが、今回は抗告があるからその対策なのか。しかし当日、所属する地方支部の場所に私の分はなく、まったく別の席へ移らざるをえなかった。最初から嫌な思いがした。

## 抗告

まず驚いたのが、抗告が大会初日の最終議題で終了予定は22時過ぎ。この時点で抗告に対して良い印象は無くなった。

抗告に際しての資料として、北山氏の弁明書は配布されたが、査問報告書は配布されなかった。「北山氏が準備しなかったからだ」と言う統制委員長。何かおかしい。

過去の抗告では事前に資料として査問報告書が配布されていたはずだ。配布できない理由でもあるのか、疑問が湧いた。審議のなかで、ある議員から「資料も何も無く内容がまったく分からない。資料配布して中身を良く検討して、最終日にやれば良いのではないか」との意見。もっともな話だ。

無記名投票の結果、抗告は不成



立て統制違反が決定した。しかし、百票以上ある委任票が問題だ。

抗告に対する委任をされていたのだろうか。当日に初めて聞いた議員も多いはずだ。なかには抗告の意味さえ知らない者もいたのではないか。このような、重大な採決の場合委任票の行使は疑問だ。

役員選挙の際もそうだが、重要事項を決めるにあたり委任票の取り扱いには慎重を期さねばならない。役員選挙においては労組法で委任票は認めていない。このことについて、過去の大会での質問に対し、本部から明快な答弁はされていない。

今年の大会も昨年同様に、本部にとって都合の悪い質問に対しては明確な答弁はされず、議長の強引な采配が見受けられた。もっと、組合員に対して真摯な答弁を期待したいものである。

## 傍聴

大会後の全評を傍聴した。理由は、苦情申立をしていたからだ。

初めて全評を傍聴したが、何の質疑も議論もないまま、すべて本部提案が了承されていく。いよいよ

よ私の苦情の番となった。

本部が苦情申立書を読み上げただけで、内容を議論することも無く、取り上げるか否かを多数決で決め、議題にもならず却下されてしまった。申立本人である私に発言の機会は与えられず、とりつくシマさえ無かった。いままで何度か苦情の申し立てをしたが、自身の論議もされずに却下されたのだろう。

先日、北山氏の統制処分無効の裁判の傍聴に行ってきた。組合側の証人は大内副組合長、松浦中執の2名で、最初に大内副組合長の尋問から始まった。

中央執行委員会で統制違反の発議を行ったのは高橋中執で、そのことは覚えていたが、後のことはすべて忘れたよう。「記憶にありません」「忘れました」の連発。肝心なことになると、「記憶が飛んでよく覚えていません」。よく副組合長が務まるものだ。

次は松浦中執。「自分は統制委員会の司会者であり、意見を言う立場ではない、あくまでも処分は統制委員会全員で決めたこと」「誰が無期限の権利停止処分の提案をし

たか覚えていない」。全国大会での査問報告書の配布についても曖昧な答え。肝心なことはすべて記憶が飛んで忘れてしまったらしい。

この二人によく組合幹部が務まるものだ。正直な感想である。組合長が出てこないのも不思議だ。すべての責任は組合長にあるはずだ。

弁護士とのやりとりで、あまりに議論がかみ合わず、裁判長に論される場面も何度かあった。

「他の裁判で敗訴して組合に損害を与えているが、それは統制処分の対象にはならないのか」と問う裁判長。

規約では、組合に損害を与えた場合明らかに統制違反です。

これでは、全国大会で査問報告書を配布できない訳だ。

全評にも統制委員会にも疑問の残る傍聴であった。

(全国委員)



(6頁より)

ロビーでは、北山氏の抗告を初日にもってきた結果夜11時過ぎまでかかったことも合わせ、議事運営に対する批判の声が聞かれた。

## おわりに

「名誉毀損裁判」とは何かの質問に対し立川中執は、「井出本前組合長ら3名が、組合職員の個人名を上げて、創価学会・カルト集団が組合を乗っ取るうとしている、という文書を配布した件」と説明したのが印象に残る。組合が公式に裁判の内容に触れたのは恐らく始めてだろう。

また、「本部事務職員・岸本恵美さんの解雇撤回を求める緊急動議」は、「本部事務職員の人事についての動議」と報告された上、「大会審議にそぐわない」と内容の説明すらされなかった。

前回から大会資料の印刷ミスによる発送のやり直しなど、初歩的ミスによる経費の無駄使いも続いている。明らかに組合のタガがおかしくなっている。

(個人加盟組合員)

# 絆こそ労働組合の命

海組 憂人

## 組合の歴史と伝統に学ぶ

東日本大震災を契機に「絆」という言葉の重みが再認識され、メディアにも連日のように用いられている。絆とは家族や地域住民、さらには職場でのつながりなど断ち難い人の結びつきで、人としての情ともいえよう。従って団結と連帯を旨とする労働組合にとり最も重要な事柄で、絆をスローガンに掲げている労組も少なくない。

ところが昨今欧米流の合理的考え方を持つ人が増え、人間関係が薄れて来ているように感じられる。合理的考えは効率化につながる面もあるが、個人主義的傾向もあり、働く者の地位向上のため連帯して運動を進めるといふ労働組合の原点を見失う恐れもある。

こうしたなか海員組合の役員

も、組合の歴史と伝統も知らない世代が多数を占めるようになっていく。すなわち戦後労働組合が離合集散を繰り返したなかで、海員組合が友愛と信義をモットーに幾多の試練を乗り越え、組織を引き継いできたことへの認識が乏しくなっているように思う。

海員組合の場合、企業から人事や運営に影響を受け易い企業内組合と異なり、産業別単一組織として労働条件のみならず船員に関わる政策面でも多大な成果をあげ、他の労働組合からは畏敬の念で見られていた時代もあった。

当時組合役職員の待遇は決して恵まれたものではなく、船員から執行部入りすると収入も半分以下になる者がほとんどという状況であったが、労働運動に取り組む信念と連帯感のもと、船主サイドな

る運動を展開してきた。

しかしながらこのところ海員組合は、船員代表組織として政策面ではそれなりの成果をあげてはいるが、日本人船員の減少もあり外国人組合員に依存した運営になっているようで、往年の活力が失せ淋しい限りである。

このような中、本誌でも既に報じられているように組合の新・旧トップの確執に起因したとみられる争いで、裁判にまで発展したことは残念でならない。

聞くとところによると今回の紛争も、片や強大な組合権力に立ち向かうためとはいえ、特定の役員に対する誹謗中傷的な情報を相手かまわず流布させ、一方組合も強引な解雇人事等が労働審判や裁判で否定されたにも関わらず、これを無視し続けているという。

特に元中執K氏に関する解雇や

統制違反問題では組合が敗訴しているうえ、1月下旬複数の全国紙が前回の組合長選挙が不正に行われたとして、藤沢組合長の当選無効の判決を東京地裁が下したと報じた。まさに衝撃的で組合常識と社会常識の乖離を指摘されたといわねばならない。一審の判決とはいえ組合長の正当性に疑問のついたことを中央執行委員会始め組合機関は重く受け止め、速やかに自浄力を発揮すべきではないか。

## 内紛はいつも人事がらみ

海員組合の組合員は、大企業から小企業まで、業種も海運・水産・港湾など多種多様な企業に属している。このためそれぞれ課題や優先順序にも相違があるが、労働条件や政策課題については、対立があっても組合自治のなかで解決を図ってきた。それは現場代表を含むそれぞれの機関（委員会等）で忌憚のない議論を経て決定しているからであろう。

しかし組合役職員の人事については、今回ほどではないものの過

去にも紛争が生じたことはある。

海員組合の場合、企業内組合のように任期が終われば企業に復帰するわけではなく、ほとんどが組合専従者として定年まで勤務することになる。しかしながら、客観的的人事制度がないこともあり、組合長の恣意的ともとれる人事が行われることがあるからだ。

参考までに組合人事であるが、まず人事権者である組合長の発議により中央執行委員会が決定し、直近の全国評議会の承認を得る仕組みになっている。しかし人事は詳細に難しい場合もあって、一旦示された人事(案)は、余程のことのないかぎり中央執行委員会でも異論が出されることはないと言われる。

また最終決定機関である全国評議会でも、一定数以上の委員から要求があった場合を除き、挙手または拍手で表決されることもあり、異論は出にくく実質的に組合長の考え次第で決まることになる。

ところが昨今プライベート面もあつてか、理由不詳な人事(降格や解雇)などが行われ、職場内に

も重苦しい空気が漂い辞めていく

者が増加していると云われる。職場には一定の規律は必要であるが、強権をもって締め付けねばならないほどの状況なのかと心配だ。

俗に人事は最高の政策とも云われる。それは企業においても人事次第で事業が順調に進展する場合と逆に衰退する場合があるからだ。

締め付けの人事ではなく、気がねなく自由闊達な職場になるよう上手な人事が行われてこそ活力が生まれ、組合員の負託に応えられることになる。そのためにも公平な人事が重要であり、例えば役職者への登用等に際しては透明な能力評価制度の導入を考えてはどうか。

また現場代表が3分の2を占める全国評議会であるが、平成16年の人事紛争の際はチェック機能を発揮した例もあり、おかしいと思える人事にはチェック機能としての役割発揮が期待される。

## 絆に欠けるOB会への対応

私はアンチ組合でもなく、また

意図的と思われる情報を鵜呑みにすることもない。永年執行部籍にいた者として、人一倍組合に愛着をもっており産別単一組織としての存続を願っている。組合人事に関連し、訴訟が繰返されることを残念に思いOBとして個人的所感を述べてきたが、組合職員OB会のことでも付言したい。

学校の同窓会や同じ職場で汗を流した者によるOB会など、昔の仲間と会えるのは楽しく、ロイヤリティーにもつながる。海員組合の場合、一部の地区で緩やかな懇親グループはあったが、全国的なグループは存在しなかった。

こうしたなか組合結成50年を記念し、当時の中西組合長の肝いりで、組合支援のもとに平成7年に全国的な組合職員OB会が発足した。OB会の目的は互いの親睦と健在、すなわち絆を確認することとしており、組合の政策推進などに協力(署名活動や集会等への参加など)したことはあるが、組合運営などには介入しないことにしている。

ところが最近のOB会ニュース

(関東)によると、昨今組合本部とOB会の関係がおかしくなっているという。それは関東地区OB会の中に反組織的だとみなされる行為を行った2名の会員が含まれているとして、組合はOB会に対し本部会館など組合関連施設利用停止を告げてきたとされる。

OB会は緩やかな組織であり、一部会員の行為に「会」として関わったこともなく、ほとんどの会員は組合との良好な関係を望んでいる。なのに一部会員の行為をOB会の連帯責任とするがごときは、これまで組合組織の基礎をつくり、またそれなりに貢献してきたOB(会)への対応としてあまりにも悲しい。絆の精神を体した組合中央の善処を望みたい。

2月3日 記

(海員組合執行部OB)



# 組合の活力を取り戻すために

— 裁判の経過と組合員の思い 4 — 全国委員・竹中 正陽

まさはる

現執行体制に替わり5年になるが、井出本前組合長・北山元中執の裁判を筆頭に、組合内の訴訟は継続して発生し止まる気配はない。執行部自ら「英断」を下さない以上、組合員が決起して止めさせない限り争いは永遠に続くように思え、怒りと共に言いようのない無力を自分自身に感じる。

## 岸本恵美さん解雇

組合本部事務職員・岸本恵美さんの依命休職に関し、昨年9月「依命休職処分無効」の労働審判が出されたことは前号で報告した。その後組合は審判結果を受け入れず、裁判所に異議を申し立てたため、自動的に本裁判に移行した。

ところが裁判に移行した矢先の10月31日、組合は岸本さんを「依命休職期間満了」を理由に解雇した。組合の従業員規定10条は「次にあてはまる場合は解雇する」と

して依命休職もその一つとなっている。審判結果を尊重して「依命休職」を解除することも中央執行委員会の判断次第だが、徹底的に争う道を選択したことになる。

審判が出された後、岸本さんは組合本部を訪れ審判結果に従い復職するよう求めたが、組合は拒否した模様である（岸本恵美さんを励ます会ニュース1より）。

## 解雇無効訴訟始まる

昨年11月18日、東京地裁で「依命休職処分無効」裁判の第1回弁論が行われた。直前に組合が岸本さんを解雇したため、「解雇無効・従業員地位確認」が加わることになった。

12月21日の第2回弁論では準備書面を出さなかった組合に対して「ちゃんと反論して頂かないと攻防上負けになりますので」と裁判長がたしなめる場面もあった。

処分理由は、「5年以上前から、職務中にインターネットを私的に利用し、ヤフーなど許可されていないサイトの接続、私用メールアドレスでメール送受信を行った」というもので、組合は証拠として膨大なクリックログ（ヤフー↓スキー↓天気予報等、ワンクリック毎の全記録）と、秒単位の集計結果を提出したという。

また組合の主張は、『組合の根本は、組合員相互の扶助と友愛にある。そして、組合内では一般企業より秩序や規律が重んじられる』『組合員は、自らの意思で自分たちの収入から組合費を支払っているため、自分たちが執行部や事務職員の給料を賄い、共に組合を運営している意識が高い。したがって、業務中に自分自身の娯楽や趣味に興じているようなことがあれば、組合費を無駄に使用していることになるので、組合員は絶対に

許さない。』『組合の常任役員は組合員の貴重な組合費を預かり、組合活動をし、組織の運営管理を受託している。その組合費の使途については、組合員から厳しく評価され、不当と判断されれば、追及され責任を取るようになる。このように、原告の行った行為は、絶対に許されない行為であり、仮にこれを許してしまえば、約8万人の組合員に対して原告を許した理由を説明することができない』とのことである。

なお、弁護士は労働審判と同様、岸本さん側は萩尾健太氏、組合は法律顧問の田川俊一氏・同事務所の竹谷光成氏である。

## 08年大会の役員選挙裁判

北山元中執の裁判は、解雇無効訴訟（10年3月16日最高裁決定で確定）、「腐ったリング」裁判（11年8月23日東京高裁判決で確定）、プライバシー侵害訴訟（同8月29日東京地裁判決で確定）の3つが終了していたが、新たに08年組合大会への入場を阻止し、役員選挙立候補を無効としたことに関する裁判が確定した。

昨年11月24日東京高裁は、北山氏の立候補届を無効にしたことを違法とし、組合・藤澤組合長・大内副組合長が連帯して110万円を支払うよう命じた。組合側がこれを受け入れたため高裁判決が確定した。賠償金と遅延損害金も実際に支払われた模様である。

組合長・副組合長も執行部員であり、執行部員が組合員に損害を与えたことが確定した以上、当然謝罪しなければならない。

謝罪は当人に対してだけでなく、組合員全員にすべきことは明らかである。「賠償金」という形で組合費を損失させた上に、組合員の「役員を選ぶ権利」をも侵害した労働組合の根底を揺るがす重大な規約違反だからである。

また、この様な行為は当然統制処分の対象でもある。中央執行委員会および統制委員会はいったい何をしているのだろうか。

## 「組合員の当選無効」判決

1月24日東京地裁は北山元中執の訴えを認め、『平成22年11月12日に実施された被告全日本海員組合の組合長選挙における被告

藤澤洋二の当選が無効であることを確認する(判決本文)』と判決し、合わせて藤澤組合長、大内副組合長に対し、計165万円の慰謝料を支払うよう命じた。

判決は組合規約を詳細に引用した上で、平成20年大会の入場拒絶、21年大会の「腐ったリンゴ発言」、22年大会前の記者会見での「次期組閣案」発表、同大会で北山氏を非難した本部説明、等を問題視し次のように判定した。

『被告藤澤らは、被告組合の中央執行委員会の構成員として、本件入場拒絶を指示したと認められるところ、これが裁量権の濫用に当たる違法な行為であることは前記2で説示したとおりであり、これにより原告は、自らの当選に向けた選挙活動を事実上妨害され、その立候補権を実質的に侵害されたものである。したがって、被告藤澤らが、本件入場拒絶を指示したのは、原告に対する故意による共同不法行為といふべきである』

『被告藤澤らは、本件入場拒絶を決めたのは資格審査委員会であり、自らは関与していない旨主張するが、同主張に理由がない』

『全国委員でない執行部員を全国大会に出席させるか否かを決する権限は、中央執行委員会に存し、その判断については同委員会の裁量に委ねられる面があることは否定できないものの、その裁量権といえども無制限に認められるものではなく、裁量権の逸脱、濫用がある場合には違法となるというべきであり、以上に説示した内容からすれば、被告組合による本件入場拒絶は、明らかに裁量権の濫用に当たるものであるから、これを違法と認めるのが相当である』

ガードマンや若手執行部員を人間の盾にした大会「防衛」、選挙前に組閣案を発表するような「選挙運動」(このような記者会見は職務とはほど遠く、職権の濫用であり、勤務時間中に行われたとすれば職務専念義務違反でもある)。役選ではその他にも色々な手法が駆使されたと聞いているが、地裁段階とはいえ裁判所から指摘された以上、真摯に受け止め改めるのが労働組合の取るべき態度だろう。

## 自宅待機は無効

続く1月25日東京高裁は、『平

成22年8月1日付け自宅待機命令が無効であることを確認する(判決本文)』と判決した。

解雇無効が最高裁で確定した後、組合は北山氏を自宅待機とした上で部長付から先任事務職員に降格した。地裁判決はこれを不当とし、給与差額の支払いと共に、藤澤組合長・大内副組合長に計200万円の慰謝料支払いを命じた。しかし「自宅待機命令は業務命令権の濫用」としたものの、発令自体が無効とまでは認めなかった。

一般に、労働者には賃金請求権のみ存在し就労請求権はないと言われているが、今回高裁は一步踏み込んで北山氏の請求を認めた格好である。

組合がこの判決を受け入れず最高裁に上告するとすれば、恥の上塗りであるばかりか、組合費の無駄使い(北山氏の給与に加え裁判費用、従業員の人件費)が更に増加することになる。

## 「統制処分無効」の判決

同1月27日、東京地裁は北山氏の統制処分(組合員権無期限停止)に対して、「組合員としての権利を

停止されていない地位を有することを確認する」との判決を出し、組合および中執全員に対して、連帯して200万円の慰謝料支払いを命じた。加えて、船員しんぶんに謝罪広告を掲載するよう命じ、訴訟費用の1%を北山氏、残る99%を組合および中執全員とする異例の決定をした。

判決は次のように断じている。『被告組合において、目下のところ、別件解雇事件判決等によって無効あるいは不法行為に該当すると認定判断された解雇を行った被告藤澤の行為が、統制違反として処分の対象となるか否かについての検討がなされた形跡は伺えないから、別件判決交付行為のみを統制処分の対象とするのは本末転倒と言わざるをえないものである』また、統制委員会についても、『本件処分については、組合規約105条A項4号及びB項に該当する原告の行為がそもそも認定できず、統制委員会の査問手続にも重大な瑕疵があったものと言わざるを得ず、本件処分が無効であることが明らかである』とした。中央執行委員はもちろん、自ら

の意思で立候補したはずの統制委員諸氏は、この判決についてどう思うのか組合員に説明する責任があると思う。(以上、北山氏に関する判決は、ブログ「いかんぜよ海員組合」を参照した)

## 石川執行部員が懲戒解雇

神戸地方支部、ITFロンドン本部の後、本部外航部に勤務していた石川整君に、1月12日中執決定による懲戒解雇が発令された。除名処分の例はあるが、懲戒解雇は組合史上初めてとのことである。懲戒解雇は今後の就職を限りなく不可能にする極刑であり、「組合の名誉を著しく傷つけた」「組合や組合員に多大な損害を与えた」など、よほどの理由が必要である。そのような行為があれば、もちろん厳罰に付さなければならず、また、同じ例が二度と起こらないよう、戒めとして他の従業員へ発表すると同時に、我々組合員にも公表しなければならぬ。組合を傷つけることは組合員を傷つけることであり、執行部の活動は組合員の委託を受け、組合費で運営されている以上当然である。

そこに個人のプライバシーが顧慮される余地はない。

しかし組合員はもちろん組合従業員に対しても処分理由は発表されず、人事発令を承認・決定した1月の全評においても具体的内容は説明されなかったという。

統制処分の場合、規約に基づき本人に弁明・抗告の機会が与えられるだけでなく、統制委員会や全評で組合員の代表に報告され、更に大会で全組合員に公開されることになる(大会に出られない組合員には「海員」誌で公表される)。従って、従業員と組合員が、「二度と起こさない」という意識を共有することができるのである。

懲戒解雇に値する行為は、当然統制処分の対象でもあり、今回組合がなぜ統制処分を行わなかったのか疑問である。

石川君は1年程前に降格された5人の一人で、副部長から執行部員に落とされたばかりだ。当時国内部委員会で現場からの質問に対し本部は、「人事は適材適所でやっている」としか答えなかった。今回も組合員への説明が全くないことは大きな問題だ。

また、元本部事務職員・三宅徹平君が不当な降格で退職を余儀なくされたとして、給与・期末手当等の差額、精神的苦痛に対する慰謝料・通院医療費等、計約2百10万円を請求する労働審判を申し立てたことは前号で報告した。同労働審判は既に終了したものと推察されるが、内容について組合は一切公表していない。

今起きている全ての問題は、常軌を逸した役員選挙戦が行われた2004年の大会に端を発しているように見える。当時の役員、関係者は組合員に対して真相を説明する責任があると思う。

(2012年1月31日)  
追記・この原稿を書いた後に、組合が北山元中執の就労を受け入れることが知らされた。



# 外航船員ゼロへの軌跡

(連載・第六回) 伊藤 敏とし

## 第十一章 緊急雇用対策

### 緊雇用前夜の風景

外航2船主団体の所属船員数は、86年3月の2万3千人が88年4月には1万1千人となった。外航船員の二人にひとり海上を去った、といわれる所以である。この数字は、緊雇用と称され自殺者すら出した人員合理化攻撃がいかに過酷であったかを物語る。

ここでは、この時期の船員を取り巻く状況を想起することから始めたい。

相次ぐ社船の海外売船による配乗ミニマムの見直し、定員削減や就労体制の変更に伴う労働強化、陸上出向や肩たたきの横行がその姿であった。それまでの実験、実証という手法では船員制度近代化のスピードが遅いと言うことで、突然パイオニアシップが飛び出し、

合意されたのもこの頃である。86年4月1日に船員年金と厚生年金が統合され、年金制度が改正されたことも緊雇対の行方に大きく影響した。

激しさを増すイランイラク戦争のなか、日本籍タンカーが次々にホルムズ海峡で被弾し、85年2月18日商船三井のアルマナク号の藤村操機長が航空機からのミサイル射撃で命を落としたのもこの時期であることを忘れてはならない。

戦後最大の企業倒産と騒がれた三光汽船の倒産やジャパンラインの合理化問題も持ち上がり、その他の会社でも、希望退職募集、残った船員の第2会社への移籍による期間雇用化提案が相次いでいた。そして、海造審の論議の中、1万人余剰論という外航船員の大量整理案が船主協会から飛び出してきたのである。

売船、混乗、近代化の結果生じ

る余剰船員。「余剰」という言葉は、船員の誇りを打ち砕くのである。打ちのめされた外航船員の眼前に広がるのは、先行き不安という鉛色一色の風景であった。

### 選定年制から

#### 緊急雇用対策へ

選定年制はもともと高齢化が進行する一方、近代化船など労働密度が厳しくなる中で、60歳まで体もたないという現場の実感から、55歳の年金支給開始年齢に連動する制度として、55歳退職時36ヶ月の特別加算金と併せ、組合側からの協約要求として持ち出されたものである。

これに対して船主側は45歳からと主張。その結果、「妥協の産物として」50歳・28ヶ月で決着した。55歳と50歳では全く意味合いが異なってくる。アンダーザテーブルがオンザテーブルへといわ

れたが、現場では肩たたきの公然化と多くの者が受けとった。選定年制が以降の船員大量整理のテコの役割を思う存分發揮したのは疑いが無い。

86年5月、海造審海運対策部会が開かれ、審議の中心テーマが余剰船員対策にシフトされる中、宮岡船主協会会長（日本郵船社長）は外航2船団所属船員、2万3千人のうち40%、1万人が余剰だとし陸上転職等の方法で整理する方針を示した。

これに対して組合（土井組合長）は、7月10日組織内部の検討機関である雇用対策委員会へ次の内容を諮問した。

①専属雇用体制の維持、オーナーの適正規模の再編、②雇用規模の縮小再編に取り組む。縮小（退職）条件は別途に時限的措置を決めるが、指名解雇は認めない、③離職者へは官労使により雇用安定機構を設置する。

この雇用対策委員会は、論議の前に既に諮問の結論があらかじめ出され、8月28日の海造審前に結論を出すという時間的制限が設定された異例のものであった。

「減量やむなし」を前提に人員整理を認め、受け皿機構を設置するという本部方針に対して、現場代表の雇対委員は首切り容認方針は絶対認められないと主張したが、本部は受け入れなかった。前年の大会方針違反という指摘に対しては、緊急事態であるから方針逸脱も許されるとして8月12日、答申をまとめて強引に押し切った。

ところが、8月28日の海造審では、組合の期待した雇用対策も、官からの政策の提示も予算も計上されず、組合の減量容認方針を受けて労使間の減量協議で一定の結論をだすようゲタをあずけられてしまったのである。

翌87年3月5日、海運労使は雇用開発促進機構（受け皿）と時限的措置としての特別退職制度（50歳ピークで退職特別加算29ヶ月）を2本柱とする外航緊急雇用対策に合意し調印する。

以降、整理対象者が経営危機の有無にかかわらず全社へ、若手職員をも含む全船員へと広がっていくが、陸員が人員整理の対象とされることはなかった。以上が緊急雇対合意の顛末である。

減量やむなしという「小さな譲歩」で、各社バラバラの合理化案を一括してテーブルの上へ出させ、「産別対応」とすることで漁船・200海里同様の助成を引き出す。そのためには、最小限の犠牲はやむを得ない、という判断が組合本部にはあったのであろうと推測する。

しかし、局地戦に留まっていた雇用合理化の攻防が、堤防を壊すことで広汎に拡大して、2万3千人全員が、先行き不安の中でそれぞれ自問と決断を迫られることになる。これでは「小さな譲歩」で済む筈もない。

「船部協・289号／86年10月号」は、なぜ首切り協定を急ぐのか、方向を誤れば産業の崩壊へつながりかねない、と警鐘を鳴らすが一顧だにされなかった。

取引的労働組合主義（ビジネスユニオニズム）の限界の露呈であり、海民懇・同盟路線からの決別の結果として現場から支持された土井執行体制をもつても、労資協調主義からの決別は道半ばであった、と思わずにはいられない。



外航船員予備員集会の1コマ

## 本人選択の自由

債務超過に陥った企業が、希望退職募集を提案する。その結果、何名かが手を上げることは有り得る。しかしそのことを以って「減量やむなし」と労働組合が括ることとは誤りだと思う。首切りに柔軟対応などありはしない。希望退職募集にNOということ、展望を示しながら仲間に辞めずに闘おう、

と言いつけることが労働組合の原則なのだと思う。

長崎・島原地区で開かれた予備員集会で次のような質問があった。「組合方針に従っていきたくない、団結を守りたいが、もし辞めると決心し退職した場合は裏切ること

にならないか」。これに対して組合は、「組合方針は会社提案を拒否し反対していますが、組合員個人の判断を拘束するものではありません」と答弁したという。

希望退職募集という首切りを認めながら、肩たたきは認めないという矛盾。

寺本博人職場委員（日新汽船・操機手）は、一蓮托生という言葉で矛盾を埋める。86年部員協会総会での彼の発言を再現する。

「私は組合員に最後まで一緒に生きようと云い続けた。会社と合理化案をまとめ、一定の歯止めをかけたが、これは組合が首切りを認めたということにもなる。

組合も会社も、辞めた人のアンケート調査をしたが、期間雇用19名、陸上就職は8名しかない。あとの60名近くは殆ど職がない状況、40代の人の就職は皆無だ。12万円くらいの仕事をしている人がいるが、いい方だ。残った人に安易にやめるなどいつているが、将来会社が潰れたらどうする、といわれる。それはもう我々の判断を超える。20余年世話になったんだから、一蓮托生で腹を括れとい



っている。安易に一人合理化  
に対応すべきではない。死なばも  
ろとも腹をくくるべきだ。組合  
はその踏ん切りがつかないところ  
が問題だ」

柿山朗（昭洋海運・航海士）の  
詩は怒りも笑いも途絶えた職場状  
況を映している。

### 「揭示板」

食堂甲板の通路に

揭示板がある

『希望退職募集実施要領』

揭示板の紙片の四隅に残る

セロテープの黄ばんだしみ跡

それは 幾つの海の季節風に

はためいてきただろう

「おはようございます」

「今日は時化ますね」

揭示板の前を 挨拶が行き交い

煙管服やヘルメット、ゴム長や

安全靴が通り過ぎていく

花束もねぎらいの言葉もなく

送られる人が誰なのかさえ

定かでない 奇妙な

僕たちの別れの酒宴

或る者は そっと抜け出し  
舷側（ふなばた）で潮を嗅ぐ  
闇をも眼に刻む

去るも地獄残るも地獄というが  
地獄の実感はさておくとしても  
僕たちの共通の未来が、どの途  
芳しくないことだけは  
確かなようだ

（中略）

揭示板の前を通り過ぎる度に

僕は反芻する

本人の自由な選択による

退職制度とは

団結の呼びかけを封じ

なかつたか？

束になって闘う意義を

薄めはしなかつたか？

生涯に三度は思いつきり

腹の底からさげぶというが

それはほんとうだろうか？

シンガポールを過ぎて

船は北へ、内地へと向首する

南の海は輝きを増すばかりだ

（海員89年1月号）

本人の自主選択の保障というが、  
仮に透明・公正な退職管理委員会

が出来てもそこに労働運動がある  
のか、と問う。

### 泥船論をふりかえって

緊雇対から20数年経た今、当時  
大掛かりな船員削減を行った船社  
が、現在も社名を引継ぎ立派に活  
動していることに気づく。三光汽  
船、太平洋海運、日之出汽船…。

中小系列の専属オーナー会社や  
中核体下位3社は、合従連衡（が  
つしようれんこう）を経て、N、  
M、Kへと収斂した。

一方、壊滅的な打撃は、盟外・  
中小非系列に集中した。三協、中  
村汽船、海榮船舶、特に協成汽船  
では関門、六連島沖で5隻を停船  
したが、退職金など労働債権も殆  
ど取れなかつた。組合が組織の総  
力をあげて取り組むべきは、これ  
ら企業での闘いであつただろうと  
今にして思わずにはいられない。

海運集約体制を終焉させ、日本  
人船員の雇用を断ち切ることは、  
75年の菊池構想以来船主にとつ  
ての悲願だった。円高や一過性の  
不況を、緊雇対という船員壊滅攻  
撃の理由と捉えることは船主の本  
質を見誤ることとなる。

緊雇対の時限的措置が切れたら  
退職金はゼロ、と恫喝され辞めて  
いった多くの船員。自分の社内で  
の立場を考え潔く後進に道を譲る  
決心をした船機長や職長たち。休  
暇下船後思うような再就職先が見  
つからず、家族に退職を思いとど  
まるよう懇願されたが、既に船内  
で広言していたため、退職撤回は  
男の沽券にかかると潔く辞めて  
いった人もいる。「潔く」や「男の  
沽券」といった言葉が通用する労  
働者の世界の「優しさ」と異なり、  
それほどに資本の論理は非情であ  
り、したたかなのである。

泥舟論とは沈みかかつた船から  
何人かが降り軽くすることで船を  
救う、というものである。

現場船員の多くは本気で泥舟の  
先行きを案じたが、まことしやか  
に泥舟論を語るものたちは、泥舟  
が意外に頑丈な船体構造であるこ  
とを知っていたのかもしれない。

泥舟が沈まない限り、また船員  
が降りるといわない限り、殆どが  
残れた筈である。20数年経て知っ  
た泥船論のトリックである。

次号に続く  
（元外航船員）

# 「何でも屋」

さとやま  
望  
のぞむ

## — 船橋からの風景 —

私が船を好きになったのは幾つ  
の頃だろうと考えてみたがはつき  
りしない。

鉄の箱が水に浮く。そして荷物  
を運んで移動する。全長100メ  
ートル足らずの本船が満船で離岸  
し、港内でバウスラスト全開、  
舵角70度微速全進で回頭しなが  
ら船体が海水を掻きわけける。陸上  
のビルは動けない。ついビルに向  
かって、悔しかったらお前も動い  
て見ろ！みたいな気持ちになる。

部屋中がぐちゃぐちゃになるよ  
うな悪天候では、波に叩かれる度、  
全身を恐怖が襲う。それさえも人  
間への戒めと思えば、自然に翻弄  
されるちっぽけな自分の存在を思  
い知る機会だ。

私はそんな船橋からのひとコマ  
に、45歳になった今でも新鮮さを

感じずにはいられない。

## — 船内の風景 —

日々の船内生活の中で居住区に  
目を移してみると、パイプ、フラ  
ンジ、バルブが不規則に組み合わ  
さり、船内の至るところに現代ア  
ートのような独特の雰囲気は漂う。  
風呂場のむき出しの配管は質感  
と量感に溢れ、揺れるたびに浴槽  
からザバァーっとこぼれ落ちた水  
が噴水のある公園よりはるかに複  
雑な空間造型を演出する。

また何気に通路を歩いていると、  
居住区後方のアルミ扉の丸窓から  
光がゆるく差し込んで、塗りがた  
の白壁に微妙なコントラストを醸  
し出したりする。そこはもうどこ  
となく美術館のようだ。

## — 蛇口の気持ち —

つい最近、私は船内の洗濯機の

蛇口の位置がどうしても気に食わ  
なくなつた。そして少し遠慮がち  
に機関長に相談した。

「今度は蛇口の声でも聞いたか」  
笑いながら機関長は半分慈愛の精  
神で、150ミリほど蛇口の高さ  
を上げてくれた。たて前は使い勝  
手が悪いから。でも本当の理由は  
蛇口が二層式洗濯機の影に隠れ肩  
身の狭い思いをしているから。そ  
んな私の胸中は既にバレバレだつ  
たようだ。

蛇口の角度と高さの絶妙な模様  
替え。機関長が絵心のある人で良  
かったと安心する。周囲からは余  
計な仕事と糾弾され、当然、私の  
評判は低迷したままだ。

## — 小綺麗で便利な船内に —

船内は基本的に簡素で清潔感が  
漂う。きつと外部の人は、やけに  
こざっぱりしていると驚くだろう。

自分の部屋以外の掃除には誰もが  
厳しいという伝統が残っているの  
だ。しかし、生活空間という視点  
でみると、欲目にも使い勝手を重  
視した設計とは言いがたい。それ  
は、他の僚船にも共通する。新造  
船にお金を掛けていないから……  
とあっさり片付けてしまうのは少  
し情けない。

船乗りは黙って我慢するものと  
いうのも余りに傲慢だ。恐らく一  
番の原因は設計者に船内生活の経  
験がないからだろう。我慢より一  
歩前へ進もう。不便なら自分で使  
い勝手が良いように改良しよう。  
幸せなことに、本船はセメント船



内航船の洗濯室

ということもあって、あらかたの鉄工事はやれるお家芸が昔からあった。後は木工の腕を磨けば本船に死角はないと私は思った。

そんな訳で「ああでもない」「こうでもない」を口癖にして乗組員を巻き込みながらプチ改造を続けている。作り上げて、ペンキやニスを塗り、仕上りに納得がいった瞬間は実に楽しい。

## — 苦労を笑いに变えて —

本船は船齢20年を超える。かなり老朽化してきたが見た目よりは快適だ。休暇中のウォーキングやプールで見かける元気なシニアといった感じで、燻し銀の趣とでもいおうか。

それでも私が新米船乗りの頃は、よく便所の排水管が詰り機関室の逆止弁を開放して掃除したものだ。たまに失敗して機関室へうんこを撒き散らしたこともあった。ギャレーの排水管が詰って消火用の海水を突っ込んだら、近くの居室で逆流したヘドロを天井まで吹き上げたこともあった。

甲板整備作業に加え、ビル管理

会社のような雑作業を積み重ねながら、失敗を笑いに变えてきた思い出話は意外に若い船乗りたちにもウケが良い。何もかも分業化された便利な社会で育ったからか、特に糞まみれの話しには「勘弁して下さいよ」と言いながら瞳が輝く。

## — 大工と物まね —

内航船の船乗りは当直と荷役だけが仕事ではない。生活そのものが仕事なのだ。新たなテレビ台を新人と作りながらそんな話をする。最近では日曜大工じゃないですよ。「毎日大工」のレベルですよ。と隣でインパクトを使いながら新人が笑う。毎日大工か。それ座布団1枚だなど私も笑う。

同じように今いるベテランたちも自分たちで工夫して船と付き合ってきた過去を話す。荷役のテクニクも試行錯誤しながら磨いてきた。時に笑えるようなアイデアを提案し、時にメーカーさえも感心させる発見もあった。

もしお前が船全体の完成度が高いと思うのなら、それは先輩たち

が積み上げてきた努力の結果と思えばいい。特に安定した荷役時間、トラブルの無い点検メンテナンスなんかがそうだ。そんな風にまじめな話に移る時もある。

## — 世代格差 —

仕事と人間関係。ベテランと新人とのジェネレーションギャップは確かにある。相談を受けた時、私は新人へベテランの物まねをしるとアドバイスする。

それは視点を変えた「何でも屋」からの派生だ。まず、その人をつくり観察しコピーする。仕事の割り振りでベテランが時に若く、時に老人へ変身して楽な場所に就くのは当たり前。変幻自在の妖怪と思えと助言する。そして、ターゲットが次にどう動き、どんな台詞を吐くか先を読めとも教える。私が笑えるような物まねが出来るようになる合格。その時は仕事も一人前だ。

やがて彼は居酒屋で「ベテラン物まね」を磨き、荷役室で本人の前にして披露する。余りの完成度の高さにベテランも照れながら笑

うしかない。

## — チームワーク —

新人とどう付き合っているのか分からないベテランは、その日之境に新人との距離がぐっと縮まる。そうなる適材適所、船内のチームワークは実に良くなり漂う空気も軽い。その度に、私は「何でも屋」のコミュニケーションに決まったフォームが無いことを確信する。特殊な空間で、テイストの異なる人々が集団生活しながら船が動くのだから、気が合う、合わないは必ず存在するだろう。

そんな時、少しセオリーから離れてみると楽しい事も多い。そして最後に、乗組員同士の距離感の調整には、大工と物まねが必要という無茶な持論で締めくくりたい。明日もまた私は懲りることなく、個人主義に逆行して乗組員同士を刺激しながら、新たな船乗りの形を探し続けるだろう。

(内航船員)

## 安全闘争宣言とぼりばあ丸遺族の闘い(1)

1969年(昭和44年)は1月5日野島崎沖のジャパンラインぼりばあ丸(鉱石運搬船、5万4271重量トン)船体折損沈没による31人の死亡行方不明事件から始まった。昭華丸など外航船、内航船の慶洋丸、第5昭和丸。第15徳運丸、第8昭生丸、第38栄保丸などの漁船が2月から3月にかけて台湾坊主などで十数隻130人以上が死亡する海難事件が続いた。

## 安全闘争宣言

その年10月の海員組合第28回定期全国大会(神戸・御影公会堂)は産別労働組合として安全に対する闘いをどう追求するかが焦点となった。大会前日の執行部全体会議には四百数十人の全執行部員が集まった。座長は南波佐間豊組合長。千葉支部員の僕はこの大会で安全闘争宣言を組合として出すべ

きだとのべた。宣言文は次の通り。

「1969年は、ぼりばあ丸の沈没をはじめ、漁船、小型船に多くの海難と災害を生じた。その背景には、船員の生命を軽視し利潤のみを追求する海運、造船、水産業そしてそれを支持する自民党政府の行政がある。われわれは、急激な技術革新が進められているいま、いのちを守り、海上の災害をなくするため、海難や災害の原因を徹底的に究明し、責任の所在を明確にさせる要求など、安全のため必要とするあらゆる闘争を組むことを、大会の名において宣言する。」

南波佐間組合長は、「いい提案だ。君は全国委員でないで、千葉の支部長から、大会に提案してもらうように」とのべた。

阿部千葉支部長は、日頃から僕が気に食わないのか応じなかった。そこで商船三井の在籍専従執行部

員(調査部)の難波翼さんに相談、大会は難波代議員ほか10人の連名で緊急提案された「安全闘争宣言」を満場一致で採択した。その実践として組合は宣言文を関係各方面に配布、海上の安全を守ることを運動の大きな柱のひとつとして、活動を開始した。

組合は海上の安全確立を求めて前年から集めた運輸大臣に対する22万の署名簿による救難飛行艇の配備に全力を注ぎ、海難絶滅へ海上交通法の制定を申し入れた。

この大会で南波佐間組合長は「(ぼりばあ丸のご遺族の気持ちには心情的に理解できるとしても今の法律上は船員保険で補償するようになっている。労働協約でも一応決まっている。このような条件の中で組合として最善の努力をした」と答弁した。「船員しんぶん」大会特集見出しは「船員保険遺族

補償の大幅引き上げ」であった。代議員の間では「大会はぼりばあに始まり、ぼりばあに終わった」といわれた。



朝刊 1969年1月6日 新聞販売

## 千葉支部の日記から

1969年1月7日 斉藤吉平海技部長から電話。65年のストライキの際、ぼりばあ丸には船体亀裂が発見され修理しているはずだ。「緊急修理工事申請書」ファイルが千葉支部にあった。

1月16日 日本郵船山形丸訴訟の遺族・山代博助さんから電話。「造船所追及の方向で船体点検闘争してもらいたい。乗船中の江間教夫さん(商船三井1等航海士、後に組合安全点検闘争のリーダー

し)に会って聞いたたら、石川島の船はしなる、と皆言っていた」と。

2月5日 館山の砂船・房州海運第5昭和丸(191総トン)が千葉港沖で25メートルの強風で沈み3人が死亡、行方不明。

2月21日 雪。千葉川崎製鉄の岸壁にJライン・ジャパンリンデンを訪船。リンデン舷門で有馬嗣雄航海士に会う。船内委員長、東京商船大の同期だった。船員親睦団体JLクラブのぼりばあ丸についてのアンケート本船22人分を預かった。支部に戻り同社職場委員の小野悦夫さんに連絡。

僕は大会直後、「ぼりばあ丸事件を中心として船員の基本的人権を守る闘いのために」の小論文を書き、組合の懸賞論文「海難と災害をなくすために」に応募した。

入賞せず、「海員」に載らなかつたので、ガリを切って印刷、訪船したとき船内委員長や乗組員に配布した。内容は海難審判注視という組合姿勢を超えて、ぼりばあ丸事件を典型としてとらえ、組合は民事訴訟を進んで支援すべきだというものだった。

## 大型船の船体総点検

小論文を書いて2カ月後の70年2月9日、同海域で第一中央汽船かりふおるにあ丸が沈没した。組合は翌10日運輸大臣に対し

大型船の安全点検を申し入れ、外航2船主団体に対しても、速やかな徹底的点検と万全の補強を完了するまで該当船の運航を拒否する決意であると申入れた。(ぼりばあ丸、かりふおるにあ丸は高度経済成長下の20次計画造船。政府が財政投融資の資金を海運会社にて建てるもので、低船価、薄鉄板の冒険的試設計であった)

その直後組合の安全闘争は3万トン以上の鉱石専用船の総点検と言う形で始動した。村上行示組合長は斉藤吉平海技部長、平海技部長、大木千葉支部長と共に千葉三井造船へ。ヘルメットをかぶり商船三井・富士山丸(8万4221重量トン)右舷1番ウイングタンクに潜り執行部、職場委員の先頭に立った。この安全闘争は20次大型タンカー総点検へと発展した。

緊急避難権は、南波佐間組合長

が積極的に支援した全電通千代田丸事件最高裁判決で手にしたものだが、組合は「(乗組員が堪航性の調査、処分を申立てた)弥彦丸のように船舶安全法13条を盾にして闘え」という教宣を開始した。



中央に村上組合長、その左が斉藤部長

## 遺族訴訟に立ち上がる

1970年新年早々、ぼりばあ丸6遺族が浦田乾道弁護士を代理人として1億5千万円の損害賠償を請求する民事訴訟に立ち上がった。ジャパンライン、石川島播磨重工、NK(日本海事協会)の3者を不法行為で追及したもの。浦田さんは機関士出身の海の弁護士で弱い者の味方。目を細めて人の話を聞いた。

ジャパンラインは遺族への特別見舞金として3600〜370万円、妻30万円、子供一人につき15万円を会社の「好意」として支払い、「今後金員の請求をしない」という念書を取った。念書に捺印しなかった4遺族に2遺族が加わっての裁判闘争が始まった。のちに21遺族も山下豊治弁護士を代理人として訴訟を起こした。

## 31回大会・組合方針の転換

1971年春の汽船部委員会は春闘妥結額を賛成73票、反対91票で否決し、臨時大会で南波佐間組合長は辞任する。

その年秋の31回大会で組合はそれまでの方針を転換、河野新介中執が立ち、「ぼりばあ丸全遺族の民事訴訟を支援する」と述べた時、僕はこれこそ組合民主主義の立場に立った真の労働組合の姿だと思つた。「方針が良くなければ反省し、正しい針路に直す」それが出来る労働組合はなかなかないだろう。僕は目頭が熱くなったことを覚えている。

次号へつづく  
(海員組合元執行部員)



### 高橋潤次さん略歴

1921年（大正10年）静岡県袋井市生まれ。39年（昭和14年）東京高等商船入学、43年卒業し山下汽船入社・海軍召集。44年沖繩戦で重傷を負い、実家療養中に敗戦。46年5月海員組合組織部員。日本共産党入党。9月中闘派として海員ゼネストに参加。同11月海員組合より除名、中闘派解散。

77年袋井市平和委員会事務局長。静岡県平和委員会代表、海の平和問題懇談会・戦没船を記録する会会員、袋井市在住。（写真は江東区越中島の東京高等商船入学式。3列目右から2人目が高橋氏、7人目が海員組合元中執事藤吉平氏、最上列右から3人目船長協会の川島裕氏。庄司和民元教授も同級生）

### 実家ふとん屋の倒産

1929年の大恐慌で実家のふとん屋が倒産寸前となり、小遣いもなく3度の飯も満足に食べられなかった。7人兄弟姉妹の5番目で誕生日も祝ってもらえず、「おまえなんか生まれてこない方がよかった」と母親に言わ

れ、貧乏な親をずいぶん恨んだ。

小学校を卒業して豊橋の綿問屋に奉公する予定だったのを、夜無料のソロバン塾を開いていた先生が救ってくれた。私を見込んで親を説得、先生の勤める袋井商業に入れてくれた。

商業では英語や算数が好きで軍事教練は大の苦手だった。38式歩兵銃の掃除を怠り真つ赤に錆び付かせ、「おまえは軍隊で殴り殺されるぞ」と配属将校にこつぴどく殴られた。以来「兵隊になったら殺される」恐怖心に囚われ、右向け右の軍隊式が馬鹿らしくもなった。高卒ではダメだ、勉強して上の学校へ。それも、兵隊にならずに済むには高等商船しかないと思っ

た。近くに住む神戸高等商船卒業生の話を聞き、「帆船で世界一周したい」と憧れ、遠州灘に泳ぎに行つては海を見ながら考えた。

### 東京高等商船・航119期

高等商船受験には三角法や立体幾何が必要で、アルバイトをしながら浜松の塾に通い、1年半の浪人の末ようやく合格した。

当時の高等商船は席上課程3年、

海軍砲術学校半年、帆船実習と汽船実習は各1年を各半年に短縮し、計4年半となっていた。

既に学校は軍隊色一色、横須賀の砲術学校では神戸高等商船の連中も一緒で、後に太平洋汽船社長になった小山健一もいた。

全寮制は厳しくて、家の借金苦で幼児期から親戚や友達つき合いを禁止されていた私は人前で自分の意見を言うことができず、度々上級生から鉄拳制裁を受けた。

5分前の整列に一人遅れると全員が殴られたが、兵隊と違いブライドがあつたから我慢できた。兵隊は殴られてヤケツパチになり死ぬ気で前線に行つてしまう。

それでも英語の先生が政府を批判する授業を英語でしたり、リベラルな雰囲気は残っていた。

大成丸の帆船実習は東京湾や瀬戸内海ばかりだったけど、期待していた通り海の壮大さに触れることができた。初めての経験は楽しさの連続だった。

汽船実習は山下汽船の山鶴丸（3500トン）。仕事が下手でボースンからよく絞られたのを覚えている。台湾航路の時、米軍の魚

雷で実習生が1人死んでしまった。クラスは40人が入学して卒業したのは30人、戦争で生き残ったのは17人だった。



練習船大成丸にて

## 海軍少尉・巡洋艦那珂へ

卒業と同時に山下汽船に入社、予備少尉となった。ひと月後に海軍に召集され横須賀の砲術学校に集合。10日ほど訓練の後43年8月、トラク島で2等巡洋艦那珂に乗船、2等航海士だった。

当時古手の小学校校長で月給120円。卒業後の私の月給は、少尉85円と山下汽船95円。乗艦中は航海手当も加わった。

船内は花札が禁止でトランプ博打が花盛り。20人ほどの士官はシンガポールでぶんどったスコッチウイスキーを飲んでいた。

翌年2月米軍百機編隊が連日トラク島を空襲。船橋から魚雷が見えたが避けきれず、艦底の弾薬庫に直撃して艦首側半分がボカ沈海中でやっと船から脱出したが、

息が続かずもうダメかと思った。気が付くと百メートル位離れた所で木製のハンモックにつかまり浮いていた。漂流中力尽きて手を放してしまい、沈んでいった森谷君が忘れられない。運よく救命艇に救助され横須賀に帰ったが、重油をしこたま飲んで1週間油臭かった。

## 潜水母艦迅鯨被弾・負傷

ひと月後の44年4月、瀬戸内海で潜水母艦迅鯨（じんげい）に乗船。艦長、航海長に次ぐ航海科士官で中尉だった。士官達はいつも「これが最期だ」と言っては酒を飲み、女の話で賑わっていた。きれいな事を言うくせに出張旅費の領収書を勝手に作って2倍取ったり、兵隊よりタチが悪かった。

10月10日沖繩の伊江島沖で米軍機の総攻撃を受け浅瀬で船体が海底に着座、やられ放題だった。

一瞬すごい衝撃で顎から血が噴き出した。手で抑えようと思っても動かない。右腕の肘から下がそっくりやられブラブラしていた。痛いという感覚を超えていた。

ポートで名護の小学校の野戦病

院に運ばれ翌朝手術。麻酔は無く、近くの農家で借りてきたノコギリで骨を切り落とした。止血したままだと腐るから1時間に10秒だけ包帯を解いて血を流す。止血中は痛くて耐えられず、10秒がどれだけ待ち遠しかったことか。迅鯨は総勢300人以上、その半数が死亡したと聞かされた。

12月に小さな漁船で島伝いに鹿児島へ運ばれ、霧島海軍病院で再手術。やはり麻酔はなく、腕の中一杯のゴミを取り出した。

45年4月に目黒の軍医学校付属病院に移され、義手装着のため骨を削る3度目の手術をした。

7月ようやく実家に帰れたが、食い物はない上に米軍が連日遠州灘から艦砲射撃。死ぬ思いの中で終戦を迎えた。

## 海員組合に就職

戦後は傷痍軍人の白衣を着て、街頭に立つ募金で食いつないだ。

やがて腕の傷もだいぶ良くなった。46年4月、神戸の山下汽船に向いて陸上勤務を頼んだが、とくに籍はないと取り合ってもらえなかった。ガツカリして帰ろうと

したら、高等商船の先輩という谷山さんが初対面にもかかわらず声を掛けてくれた。海員刷新会（次頁注）の人を紹介するから組合で働かないかと言う。

25歳だった私は組合の何たるかも知らなかったが、船員が軍隊でヒドイ目に合うのを目の当たりにしたので、「船員のため」と聞いて光明が差す思いだった。

短い命と医者に言われていたし、何か思い切ったことをしたかったので2つ返事でOK。すぐ蔭山副組合長の面接を受け、5月1日から神戸支部の組織部長となった。

当時はバラックシップ闘争（注）が終わったばかりで、組合員は一挙に7万人に増え、組合は人を必要としていた。既に組合の職員は250人位いたと思う。

飯の種頼りのチンピラも沢山いる中で、まじめに働く私は重宝がられ、なぜか私一人芦屋にあった戦前の組合長檜崎猪太郎氏の息子猪敏（いとし）宅に下宿することができた。檜崎家は神戸本部など私財の多くを組合に寄付。親切にしてくれた猪太郎夫人を始め、立派な人達ばかりだった。

**\*バラックシブ闘争**…外国に残された軍人・一般人660万人の復員輸送のため、全国から集められた船員が横浜港に保留した米軍貸与船で宿泊待機。真冬の船倉で雑魚寝する劣悪な待遇の改善を求めて闘った大闘争。船舶運営会と現場船員代表の直交渉で要求を実現した。

**\*船舶運営会**…戦時体制下、徴用した船と船員を会社に代わり一元管理する国の機関。49年に民営還元されるまで存続。

**\*海員刷新会**…戦前からボーレン（港宿泊所経営兼高利貸）反対、組合改革運動で知られる組合内自主組織。日本郵船部員で後の中闘委員長田中松次郎氏が中心。

**\*中闘派**…46年4月、復員輸送の減少に伴い政府は減船と船員3万人の解雇を計画。組合は各地に闘争委員会を作り大闘争を準備した。同年9月のゼネストを回避しようとする組合長ら本部派に対して、ストで要求貫徹を図る田中中央闘争委員長らを略称で中闘派と呼んだ。

## 中闘派に感銘

谷山さんからは組合執行部の心構えを教えられた。とにかく船に行き、乗組員の話聞くこと。多少間違いがあっても決して否定してはいけない。全部聞いた上で、「それはその通りだが、こうすればもっと良いのじゃないか」と最後に自分の考えを言うようにと。この教えは今も役立っている。

早速中央闘争委員長の田中松次

郎を始め、鳥越巖、手島博氏ら中闘派（注）の人達と会い、戦前の組合や刷新会の運動の歴史を教わった。特に普通船員のおかれた惨めな状況に気づかされ、目からウロコが落ちる思いだった。

彼らの理路整然とした話しぶり、船員を思う心の誠実さに感銘を受けた。思わず「どちらの大学を出ましたか」と聞きそうになったが、皆な小学校しか出ていないと後で知った。戦争に反対して闘った共産党の存在もこの時初めて知った。こうして私は中闘派に参加し、共産党に加入した。

中闘派に比べ当時「神戸のダラ幹」と呼ばれる人達の品性は格段に低かった。口では首切り反対と言いながら、ボーレンの船員寮に行つては「首切りはしょうがない」「これ以上賃上げは無理だ」と説いて廻り、ボーレンの親分達とも結託していた。船に戻る意思もなく、船員のことなどおくびにもかけないタカリの輩も多かった。東京支部の会で私はそれを暴露した。神戸に帰ると組合長のボデーガードのゴロツキ連中からしこたま殴られ、やっとの思いで脱

出した。当時の船には全身入墨やピストルをチラつかせる連中もいて、飯の種を求めて組合にもかなり入り込んでいた。

猪太郎夫人が心配して掛け合うと言ってくれたけど、身の危険を感じた私はすぐ荷物をまとめて東京支部に転居した。

## 海員青年行動隊結成

当時の船は戦争中に辛酸を舐めた20代の若い船員が沢山乗っていた。戦争の終盤戦局が苦しくなった政府は、高等小学校の卒業生を下級船員養成所のわずか3ヶ月の訓練で海に送り出した。14歳15歳で船に乗り同世代が沢山死に、船内で軍人のイジメも凄かった。戦争が終わると再度復員輸送に駆り出された挙句、7月以降は米軍から貸与されていた復員船の返還が次々と始まり、一転して首を切られる破目になった。

9月1日の青年行動隊全国大会では、その怒りが頂点に達した。私は声明文起草し、自分で読み上げた。自主的に作られた組織のため、当初組合本部は公認しなかったが、青年行動隊は組合指令の

実行部隊となつて活躍。スト中は浅草の映画館の幕間で観客の前に出てストの意義を大衆に訴えたりした。青年行動隊がなければ、組合と乗組員の意思があれほど一体になることはなかったと思う。

## 9・10海員ゼネスト

各地でストの準備が進む中、アメリカへの帰還船で散発的な作業サボタージュも始まった。マツカ一サー司令官は「運営会の命令を遵守せよ」と指令書を出し、運営会の回答も「既定の人員整理方針通り」だったため、9月10日のゼネスト必至の情勢だった。

組合は運営会に最後通告を出し、小泉組合長に全交渉を委任した結果土壇場で妥協案に合意、一旦スト回避とかわれた。ところが変な妥協案だったため、調印直前に中央闘争委員会は反対多数で



米軍貸与船にスローガン大書。GHQは抹消を命令



否決、組合長不信任を議決して指令を出し、各地でストに突入した。

組合長はスト反対を打電し、中  
闘委の解散・田中委員長を更迭したが、現場はストを止める雰囲気じゃなかった。私はスト当日を東京で迎えた。いつものように港を訪船、東京・横浜の全船がストに入り、どの船も妥協拒否の熱気でごった返していた。

困った政府は中央労働委員会が仲介に乗り出し、9月19日両派の和解が成立、双方互いの解任を取り消し、交渉・調印両者の名前で行うことにした。こうして翌20日急転直下運営会と交渉が妥結、私達の要求が殆ど認められた。

#### \* 船舶運営会との協定書概要

- ① 完全雇用の件：誠首をなさざること
- ② 配乗管理の件：配乗管理委員会を設け適正な運営を図ること
- ③ 本給手当の件：低給者10割・平均3割の増額、官吏並の家族手当支給
- ④ 食料金増額
- ⑤ 船内文化費の支給
- ⑥ 帰還輸送慰労金支給
- ⑦ 船員保険の民主化・福利増進

### 中闘派52名が除名

スト終了後、神戸に帰ることができない私は中闘委の指示で小樽に派遣された。当時海員と国鉄労

組の共闘は固く、おかげで組合の証明書だけで小樽までの鈍行列車は無料だった。

小樽支部のオルグで船を廻ると、ストに勝ったことを知った乗組員は皆な誉めてくれた。組合に入っ  
て良かったと心底思った。

喜びもつかの間、神戸の本部では大変なことが起きていた。

ストが成功に終わったことに対する本部のねたみは凄く、すぐ巻き返しが来た。中闘委幹部を要職から外し、私達若造は皆な解雇する雰囲気だった。私は組織部員で毎日船を廻っていたから、本部だら幹の言うことなど誰も聞かない  
と思っていた。船内は皆なストを支持していたから。

ところが本部は金と人事を握っていた。今思えばストが終わり要求は達成したので、地方の組織部員の中にも本部の言うことを聞く者が増えていたのかも知れない。

本部は「非常事態宣言」を発し、定期大会を無期延期。予定通り開催を求める中闘派と乱闘騒ぎも起きた。私は東京に居たから目にしてないが、「共産党のやつらを組合から追い出せ」と大会で日本刀を

振り回す連中もいたらしい。

その後両派各々大会を開き完全に分裂。政府や会社側の応援もあって、いつのまにか組合内の多数を握った本部は11月9日に大会を強行し、中闘派52名の除名を決定、中闘派に解散を要求した。

予想はしていたが、私の罪状が何であるか全く分からないし通知が来たわけでもない。とにかく中闘派というだけで私達若造まで除名したのだろう。

### 再入院・結婚

その後中闘派は解散を了承したため、除名を解除されて半数が組合に戻ったと聞いたが、私は戻る気は更々無かった。正しいことをして何が悪いという自負があったし、今もそう思っている。

除名後も東京に残って党の活動を始めながら、腕の治療に専念するため目黒の病院に再入院した。

そこには傷痍軍人も沢山いて、私は患者同盟や四肢を失った人の退院後の厚生施設を作るなど、患者の運動に励んだ。

病院で戦争中入院した時の看護婦だった秀子と再会、51年に結婚

して外苑診療所の事務長となった。今の代々木病院の別院だ。

50年代は党が非合法されたこともあり、私も連絡係などの地下活動にいそしんだ。

### 静岡の平和委員会

60年安保の年、医者と喧嘩して外苑診療所を退職、故郷の袋井に戻った。戦争の悲惨さを身をもって体験した私は、袋井に帰ってからも地元の平和運動、ビキニ水爆反対など原水協の運動に顔を出し、戦争反対の語り部を続けた。



国会前座り込み、左から2人目

妻の働きで当座は凌げたが、3人の子供を養うため塾を始めた。中学生相手に算数や英語を自分で教え、何とか食って行けるようになり、終生のテーマである反戦平和の運動をやるため、77年に袋井

平和委員会の事務局長になった。

世界で唯一、非核憲法の国として独立したパラオを訪問した時は痛恨の極みだった。戦争中人口の半数が死亡、大半が餓死という。

シヨックだった。他の艦同様、私の艦も南洋群島で食料や水を島民から自由に徴発していた。それまで被害者の立場で戦争反対を訴えて来た私が、島民にとつて数倍も加害者だったとは。自分が恥ずかしくてたまらなかった。

日本人はパラオのあちこちに慰霊碑を建て毎年慰霊にやってくるが、犠牲にした島民のことは目もくれない。逆に原発の廃棄物を投棄する計画と知らされた。

以来私は、核兵器反対の署名集めも市の周辺を含め全戸くまなく回ることにした。反対の人と話をするのは大変だったが、ある時期を過ぎると楽しみに変わった。パラオ訪問が私を変えてくれた。

海と縁が切れた後も、「生きた証人」として戦争反対を訴えて回ることを一生の仕事と決めていたの悔いはない。90歳の今も続けられるのは、好きなようにさせてくれた妻のおかげだった。

## 海の旧友と再会

除名された後、しばらくは海員の活動家と交友を続けたが、その後船の連中とは完全に縁が切れた。結婚して妻と診療所の仕事に邁進するようになり、以来運動も生活の糧も、ほとんどを日本共産党と共にしてきた。

その後も付き合ったのは、高等商船で同級生だった斉藤吉平君<sup>1</sup>人だ。斉藤君は南洋海運から海員組合に上がり、船員新聞をずっと送ってくれた。やがて中執になり安全問題で活躍した。

人生とは不思議なものだ。斉藤君と同じ会社の活動家小林三郎君と平和委員会での出会い、思っても見なかった旧友と再会することができた。小林君とは同じ静岡、船員出身で息も合い、船員の人達に引き合わせてくれたのだ。

97年3月、50年振りに二宮淳祐君ら青年行動隊の仲間と再会。

当時の闘いで海員組合の基礎が作られ、ゼネストの協定が原型となつて今の労働協約があることを知らされた。私は嬉しくてたまらなかった。

青年行動隊で闘った仲間が、その後もずっと船員の運動を続けてきたことを知り感銘を受けた。

なんと、戦没船を記録する会の会合では級友の川島君が会長をしていた。卒業以来だったが、お互いすぐ分かり、よくぞ戦争を生き抜いたなあと肩を抱き合った。

ラグビーの試合で川島君をよく応援に行き、仲も良かったので感涙もひとしおだつた。



二宮淳祐氏(右)と再会。左は青山昭元氏

## 職業に誇りを持って

私は戦争の悲惨さ、海員の仕事の大切さを後世に伝えるための展示資料館、仮称「平和と海の家」を作る土地と家を確保している。

私が船に乗ったのはわずか2年。商船学校を入れても7年足らず。それでも私は船員であったことを一生の誇りに生きてきた。そのことを片時も忘れたことがない。

船員というのは不思議だ。船に乗っていたというだけで何か惹きつけ合うものがある。特に私らの年代にとつて。

しかし海と共に生きてきた日本人が、今は海のことを知らない。知ろうとしない。

米は、作られてから自分の口に入るまでの道筋を辿ることができない。でも外国から輸入した物は、どの船で、どのルートを通って運ばれて来たか知る由もない。海産物も同じで、採る人の苦労は食べる人には分からない。

若い人はもつと仕事に自信をもつて欲しい。船の職業は誰でもできるものではない。私は腕を失くしたからよけいそう思う。

今は苦しくとも、船の職業が日本を支えている以上見直される時が必ず来る。自信と誇りを持って堂々と船員の要求を主張して欲しい。私達の年代は中々それができなかったから。

2011年12月

(インタビュアー・編集部)

# 非民主的な組合運営に警鐘

山村 健介

## 組合長の当選は「無効」

1月26日付の朝日新聞（朝刊）

は、東京地裁で争われていた海員組合と元中央執行委員・北山氏との裁判で、同24日、北山氏の訴えを認め「藤澤洋二組合長の当選は無効」との判決が下されたことを報道しました。

判決の内容は、2010年11月の定期全国大会で組合長選挙に立候補した北山氏に対し、「大会会場への入場を拒み」、規約に定めた「選挙活動を妨害した」として、藤澤洋二組合長の「当選は無効」と、慰謝料150万円の支払いを命じる判決が下されたというものです。

また、事実誤認や誇張した表現はあるものの、同30日付の産経新聞でも取り上げられ、「海員組合長資格は『無効』 泥沼の幹部内紛、3件敗訴」といった大見出しで、

大きく報じています。

海員組合の醜い内紛の実態が組

合員をはじめ、海事関係者や労働組合関係者に広く知れわたることになりました。

今、海員組合で何が起きているのか？ 組合は、組合員に正確な情報を提供し、相次ぐ裁判闘争および判決の経過や事実関係を機関会議や機関誌をとおして、誠実に

説明する義務と責任があります。

### 民主主義が運動の基調

全国で唯一の産業別労働組合として社会的な役割と責任を果たしてきた海員組合は、規約・第4条（目的と組合活動）で、「A 本組合は、自由と民主主義をすべての

## 海員組合長資格は「無効」

### 泥沼の幹部内紛、3件敗訴

日本労働組合総連合会（連合）の主要構成団体「全日本海員組合」（東京）の現職組合長について、資格の無効を言い渡す異例の判決が、東京地裁であった。

組合内の内紛が背景にあり、組合長側は今年24、27日にかけて、計3件の訴訟で相次いで敗訴していたことが29日、分かった。

「〇〇さんは組合長のスライム」の入り場を拒否。副組合長が「PAINO・1」の××局長は部下のN女史と……。結者に「腐ったリンゴから周囲を腐らせるガスが出る。彼はそういう人間」などと

文書の飛び交う季節が訪れる。組合職員は「役員選挙前の風物詩だ」と明かす。

反現職組合長派の元執行委員の男性職員が、平成22年11月の前回組合長選挙の無効確認を求めた24日の1審判決では、生々しい対立の実態が明らかにされた。大会運営側は組合長選に出馬した男性について、会場への入り場を拒否。副組合長が大会中、男性について参加者に「腐ったリンゴから周囲を腐らせるガスが出る。彼はそういう人間」などと

説明する一方、男性に意見表明の場は与えられず、現職が再選を果たした。

判決は「不公平な手続きで男性にハンディを負わせ選挙に臨ませた」として、選挙の無効に加え組合長らの損害賠償責任を認定し、165万円の支払いを命じた。組合長は昨年8月の通

国会会衆院特別委員会にも参考人として出席、海賊問題などについて意見を述べていたが、当時の海運従事者代表としての立場も否定されたことになる。

組合関係者によると、前代未聞の内紛が激化したのは16年の組合長選挙。当時の組合長と副組合長の対立が発端で、2年後の選挙ではさらに新体制内での分裂が起こるなど、その後は複数の派閥が乱立した。

海員組合企画室は組合長選の無効を不服として控訴をを検討する一方、内紛について「コメントを差し控える」としている。原告の男性職員の代理人、岩野高明弁護士は「組合の代表がはつきりしないような状態を」と話している。

日本労働組合総連合会（連合）の主要構成団体「全日本海員組合」（東京）の現職組合長について、資格の無効を言い渡す異例の判決が、東京地裁であった。

組合内の内紛が背景にあり、組合長側は今年24、27日にかけて、計3件の訴訟で相次いで敗訴していたことが29日、分かった。

「〇〇さんは組合長のスライム」の入り場を拒否。副組合長が「PAINO・1」の××局長は部下のN女史と……。結者に「腐ったリンゴから周囲を腐らせるガスが出る。彼はそういう人間」などと

全日本海員組合 海運産業で、海上従事者唯一の労働組合。日本郵船や商船三井などの大企業を含む労働者約8万人が加入する。うち約5万人は国内で勤務するフィリピン人などの外国人。組合HPによると、昭和20年10月、労組として戦後最も早く結成された。

### 産経新聞 朝刊

朝日新聞  
2012年1月26日 朝刊

#### ■全日本海員組合長の当選「無効」

船員ら約8万人が加入する労働組合「全日本海員組合」（本部・東京都港区）の組合長選挙をめぐる、元常任役員男性が「藤澤洋二組合長の当選は無効だ」と訴えた訴訟の判決が24日、東京地裁であった。西村康一郎裁判官は「選挙があった全国大会で、立候補した男性の入場を拒んだのは選挙活動の妨害だ」と述べ、当選の無効を確認した。妨害を指示した藤澤組合長ら2人に慰謝料150万円の支払いも命じた。

判決によると、この男性は2010年11月の組合長選に立候補。投票が実施される全国大会に参加しようとしたが、組合側から「参加資格がない」との理由で入場を拒まれた。選挙は、藤澤組合長が男性の10倍以上の得票で当選した。

同組合は、海運や水産業界の従業員らが加入する産別労組で、日本労働組合総連合会（連合）の構成組織の一つ。

運動の基調とし、組合員の生活と地位の向上をはかること」を定めています。

最近の組合が行う組織運営や人事では、規約に定める「運動の基調」を遵守し、組合民主主義に基づく活動が実践されているのか、疑問と懸念を禁じえません。

それは、元組合幹部との裁判をはじめ、組合従業員である執行部員や職員との間で争われる数々の訴訟に現れています。

組合は、数年前に北山氏の執行活動を封じ込める目的で、正当な理由もないまま解雇という暴挙にしました。わたしは、北山氏の組合幹部としての執行活動を是認する立場にはありませんが、組合員である北山氏の生活権を奪う制裁の発動には、社会的な根拠や正当性が必要と考えます。

10年3月16日、最高裁は、組合の上告を棄却し、北山氏に対する「解雇は無効」との決定を言い渡しました。

## 機関軽視は弱体化を招く

毎年開催される定期全国大会は、組合の最高決議機関ですから、規

約に基づき組合員の総意（組合民主主義の徹底）によって団結をはかることが何よりも重要です。機関の決定は、当然、正しく組合員に周知しなければなりません。

一昨年および昨年の大会では、代議員から組合の「組織運営や人事」に関する質問や意見が寄せられました。組合幹部は、ともに答えることも、正当な理由を示すこともできませんでした。

例えば、元大阪支部長の渡邊長寿氏に対する降格人事や、移転先の根室事務所における訪船活動、大会や各種会議への出席を拒絶するなど執行活動の制限は、どのような理由で、誰が発議し、決定したのか、藤澤組合長は、規約・規則に基づいて機関会議で説明する義務と責任があります。

その上、1月号の海員（大会特集号）では、議事録から幹部に都合の悪い議論の部分を意図的に欠落させたのではないのかと思われるような編集になっています。

こうした幹部の機関の軽視は、組合の団結を崩し、組織の弱体化を招く行為であり、断じて容認することはできません。

## 編集後記

○藤澤執行体制の独善的な組織運営と人事の実態が、裁判所という第3者機関をとおして、違法行為が明らかになりました。組合員の代表である全国委員と執行部員の皆さんは、今こそ産業界別組合運動の原点に立ち返り、「まともな海員組合」の復権に努力して頂くことを期待します。(K)

○米国のイランに対する経済（金融）封鎖に対抗してイランがホルムズ海峡を封鎖するという。海の平和はどうなる、事の弾みで核戦争に繋がらねば、と懸念する。国連や各国の叡智の総動員による危機回避が望まれる。(H)

○宮城県復興プランは防衛大学や松下政経塾出身の経歴を持つ村井知事と野村総研の合作という。「水産復興特区」を明記した法律も成立し、半島部や漁村は見捨てられようとしている。東北の漁村には、水産業へ生活の糧を求めたかつての船員仲間も多い。東北の海に注視を。(I)

○今号の「海風気風」に登場した高橋潤次さんの述懐は庄巻。戦後の混乱期に船員の為に奮闘する高橋さんが目にする、組合執行部は「品性は格段に低く」「船員のことなどおくびにもかけないタカリの輩」「組合長のボデーガードのころつき連中」は「飯の為に組合に入り込んでいた」。今の組合執行部員すべてとは言わないが、余りにも類似して言葉が失う。(S)

○皆様から多額のカンパを頂き有難うございました。おかげ様で今号より年3回の発行とし部数も増やしました。今回「羅針盤」は面白いけど偏っているし、記事も固い」との感想を頂き、「もつと広く、もつと気楽に、もつと大胆に」を心がけたいと思います。船員界の様々な意見を掲載し討論できる場にしたので、皆様の投稿をふるってお願いします。(T)

## 羅針盤 第6号 2012年2月20日発行

発行責任者：羅針盤を発行する会 竹中正陽（たけなかまさはる）  
連絡先住所：千葉県市川市国府台1の9の42 竹中の方

T 27210827、電話・FAX 047・375・0789

メールアドレス：seamen@gem.hi-ho.ne.jp

郵貯振替口座：00130161322259

◇会費：年3000円（本誌の郵送含む）。本誌の郵送のみ希望される方は1回につき印刷・郵送実費500円のカンパ（郵便切手可）をお願いします。